

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
第12条に規定する基本計画の変更について（概要）

—「基本計画（第2次）」の決定—

1 基本計画の変更に係る概要

(1) 根拠規定

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「法」という。）第12条に基づき、平成21年6月30日に基本計画が決定されているが、基本計画第6「4. 基本計画の見直し」の中で、3年後を目途に、基本計画を見直すものとなっている。

(2) 変更内容

「基本計画（第2次）」（素案）の主な内容は、別紙のとおり。

基本計画見直しの主なポイント

I 基本計画の見直しに当たって特に留意すべき課題

- ① スマートフォンを始めとする新たな機器への対応
- ② 保護者に対する普及啓発の強化
- ③ 国、地方公共団体、民間団体の連携強化

II 具体的な見直しの主なポイント

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

① 施策実施において踏まえるべき考え方

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組みを行う際に踏まえるべき5つの考え方*を新たに盛り込み。

※ i)リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス、ii)保護者及び関係者の役割、iii)受信者側へのアプローチ、iv)民間主導と行政の支援、v)有害性の判断への行政の不干渉

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

① サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進

新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動を行って、安全で安心なインターネット空間の実現に向けた取組を推進。

② インターネットリテラシーに関する指標策定の取組

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現などにより、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーに関する指標を策定。

③ 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討

普及啓発活動において、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組促進が重要であることから、そのための効果的な普及啓発の支援策について、有識者による検討を行い、その検討結果に基づき普及啓発支援を実施。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

① 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

インターネット接続に際し用いられる端末について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、適切なフィルタリングサービス等の提供を促進。

② 新たな機器及び伝送技術に対応したフィルタリングの推進

スマートフォンなどの新たな機器に対応し、民間団体の自主的な取組の在り方も踏まえて、今後の具体的なフィルタリングの実施方策について、第三者機関の関与も含め、関係省庁が連携して継続的に検討。

③ 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計の支援

機器の設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を盛り込んだ形で、機器の設計、サービス設計、事業者内部及び事業者間での体制整備(青少年保護バイデザイン)が行われるように民間の取組を支援。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

① ガイドライン策定等の体制整備の支援

個人・企業などのウェブサイト運営者、掲示板等のサービスを提供する事業者などによる自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置を促進するため、民間団体におけるモデル約款整備の取組を支援。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

① 国際的な連携の推進

本年2月に採択された OECD 勧告(オンライン上の青少年保護に関する勧告)を踏まえた取組について関係府省で連携して継続的に対応。

② 基本計画の見直し

基本計画については、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施。また、フォローアップの結果、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、3年後を目途に基本計画を見直す。